二　規則第十一条第三項第二号に掲げる種　国際希少野生動植物種の種類ごとに別表埋込み部位欄に定める部位にマイクロチップの埋込みを行い、又は脚部に文字若しくは数字又はこれらの組合せからなる三桁以上の番号を刻印した脚環（金属製であって、容易に取り外すことができないものに限る。）を装着すること。

別表（第二条関係）

種名	埋込み部位
一　哺乳綱	
偶蹄目全種、食肉目全種、翼手目全種、有袋目全種、カンガルー目全種、うさぎ目全種、パンディクート目全種、奇蹄目全種、霊長目全種又は齧歯目全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下
貧歯目全種又は有鱗目全種	左右の肩甲骨の間又は両後肢の間の尾の付け根上方の皮下
長鼻目全種	尾の基部の鰹壁の左側
二　鳥綱全種	頚の付け根の皮下又は左胸筋内
三　爬虫綱	
わに目全種	左前方後頭部皮下
むかしとかげ目全種、とかげ亜目（どくとかげ科、たてがみとかげ科、おおとかげ科及びわにとかげ科に限る。）全種	左鼠径部
へび亜目全種	総排せつ孔より前の左体側皮下
かめ目全種	左後肢皮下
四　両生綱	
有尾目（おおさんしょううお科に限る。）全種	左肩から頚部にかけての皮下

○環境省告示第三十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月三日

環境大臣　中川　雅治

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　ＪＸ金属苫小牧ケミカル株式会社

ロ　住所　北海道苫小牧市字勇払百五十二番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　米田　寿一

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

北海道苫小牧市字勇払百五十二番百五十三

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）又はポリ塩化ビフェニル処理物（同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。）の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成三十年二月十五日

六　縦覧場所

イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ロ　北海道地方環境事務所環境対策課

ハ　北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

ニ　北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課

ホ　苫小牧市環境衛生部環境生活課

ヘ　苫小牧市環境衛生部環境保全課